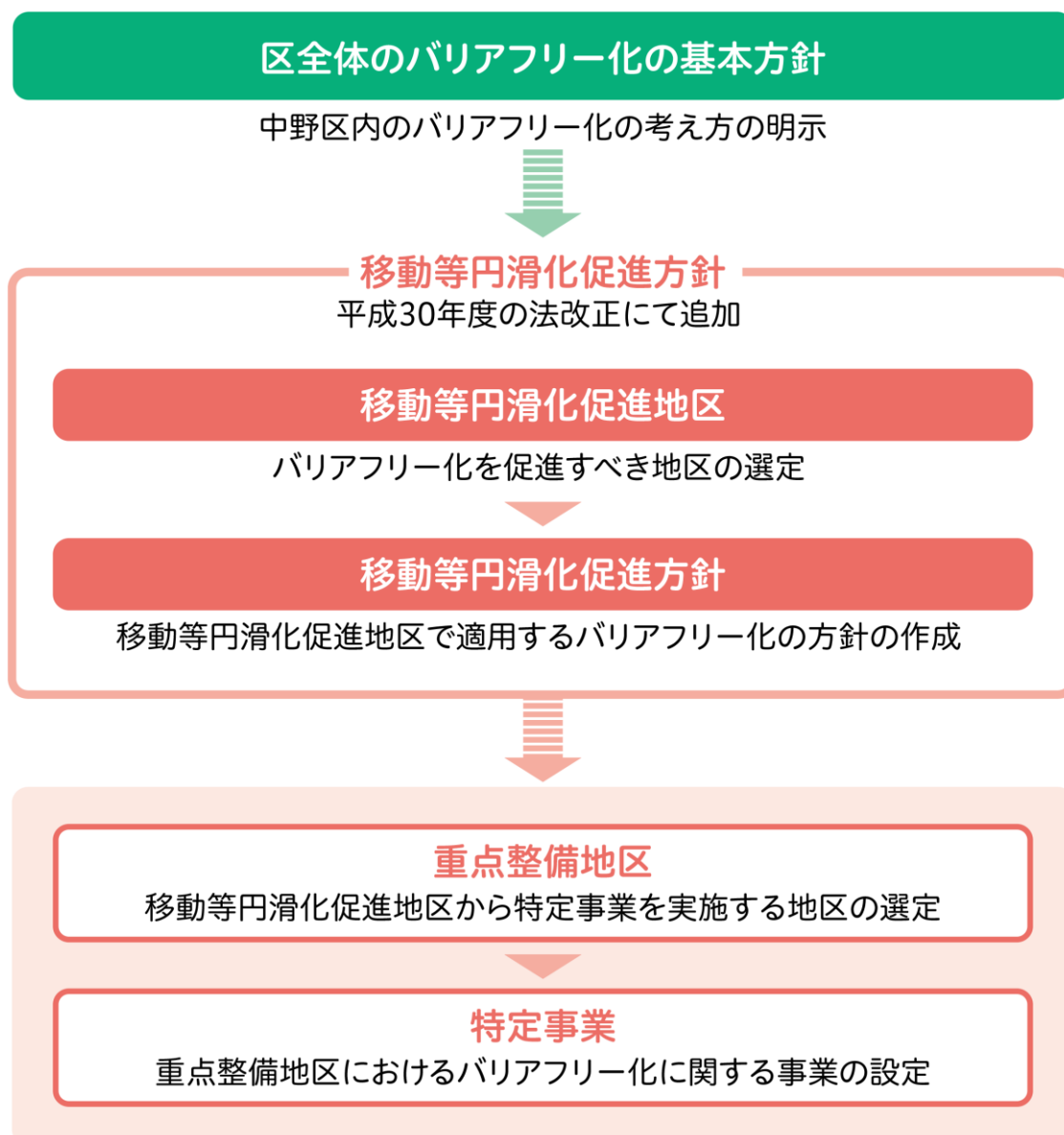


第3章 バリアフリー化の方針(移動等円滑化促進方針)

3-1 本構想で示すバリアフリー化の方針と施策

本構想では、法改正により創設された「移動等円滑化促進方針*」制度を追加し、以下のとおりバリアフリー*化の方針と施策を作成しています。

図 3-1 本構想で示すバリアフリー化の方針と施策



3-2 区全体のバリアフリー化の基本方針

バリアフリー*に関する現状と課題を踏まえ、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた誰もが利用しやすい道路・交通環境や公共施設の整備等を進めていくため、中野区内のバリアフリー化の基本方針を以下に示します。

図 3-2 区全体のバリアフリー化の基本方針

基本方針1 誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現

- 高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安全・快適に移動でき、公共施設や交通機関を円滑に利用できる都市環境の整備を目指します。

基本方針2 ハード整備を支えるソフト面での取組の推進

- 施設整備だけでなく、利用者の視点に立った案内や支援、運用上の工夫を通じて、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを進めます。

基本方針3 心のバリアフリーの推進

- 高齢者や障害者等への理解を促進し、誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域社会の形成を目指します。

基本方針4 継続的なバリアフリーの取組の推進

- バリアフリーの取組の進捗を適切に管理するとともに、段階的かつ継続的な見直しと改善を重ね、誰もが安心して暮らし、移動し、施設を利用できる環境の実現に向けて、持続可能な取組を計画的に推進します。

3-3 移動等円滑化促進地区の選定

(1)移動等円滑化促進地区*

中野区でバリアフリー*化を促進すべき地区として、「移動等円滑化促進地区」を選定します。移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法*で次のとおり定められています。

① 配置要件

生活関連施設※¹(原則、3以上)があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

② 課題要件

生活関連施設及び生活関連経路※²についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

③ 効果要件

バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

(2)地区の設定

中野区では、鉄道駅や利用者の多い施設が区内全域に分散しており、区域の設定次第では、ほぼ全域が移動等円滑化促進地区の要件を満たす状況にあります。効果要件を踏まえ、より高い効果が期待できる地区を選定することとし、多くの利用者が集中する鉄道駅を中心とした徒歩圏(概ね500m圏内)を移動等円滑化促進地区として選定します。

※1:生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、教育施設、スポーツ施設、商業施設、宿泊施設、子育て支援施設、公園等の施設のこと

※2:生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)のこと

(3)生活関連施設*の設定

中野区では、生活関連施設を下表に示す施設のうち、鉄道駅を中心に概ね半径500m内に立地する施設を、生活関連施設に設定します。

表 3-1 生活関連施設の候補施設

種別	施設内訳
旅客施設	鉄道駅
公共施設	区役所、地域事務所、警察署、税務署、都税事務所 法務局、年金事務所
文化・スポーツ施設	図書館、資料館、区民活動センター、区民ホール 勤労・商工関連施設、運動施設
保健・福祉施設	保健所、すこやか福祉センター、地域包括支援センター 高齢者会館、高齢者福祉センター、障害者支援施設
医療施設	病院
保育・教育施設	公立小中学校、特別支援学校、児童館、子育てひろば
金融機関	郵便局、都市銀行
商業施設	店舗面積 500m ² 以上の店舗
公園	面積 2,000m ² 以上の中規模公園

(4)生活関連経路*の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区内の回遊性を考慮して設定することが必要となります。中野区においては、以下の考えで生活関連経路を設定します。

- ① 鉄道駅と生活関連施設を結ぶ動線を設定します。
- ② 生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定します。
- ③ 生活関連施設の出入口が生活関連経路と接道するように設定します。

(5)区域の設定

移動等円滑化促進地区*の区域は、生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲を設定し、総括図を図3-1に示すとともに、各地区を図3-2～図3-15に示します。

図 3-3 移動等円滑化促進地区* 総括図

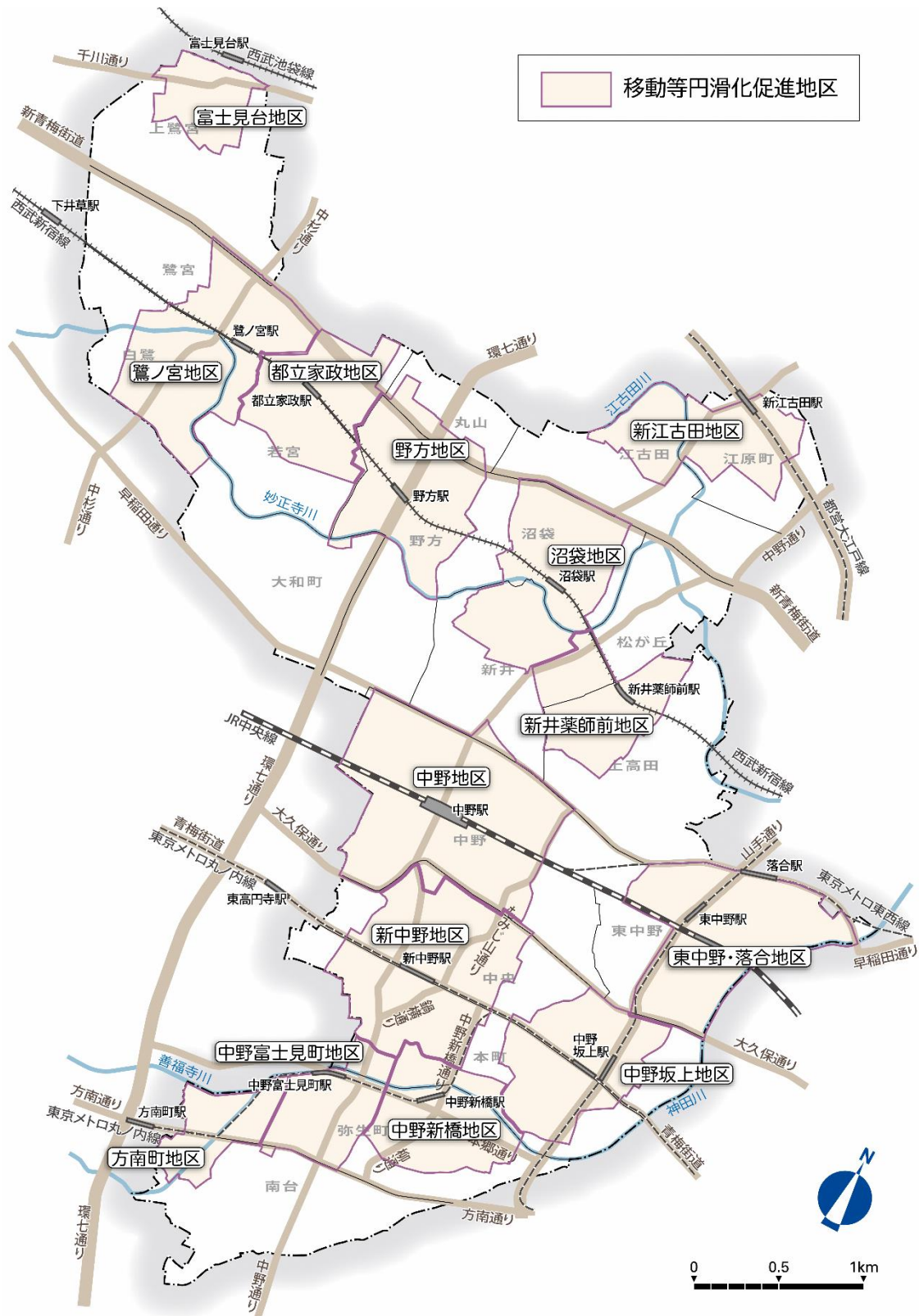


図 3-4 移動等円滑化促進地区* 方南町地区

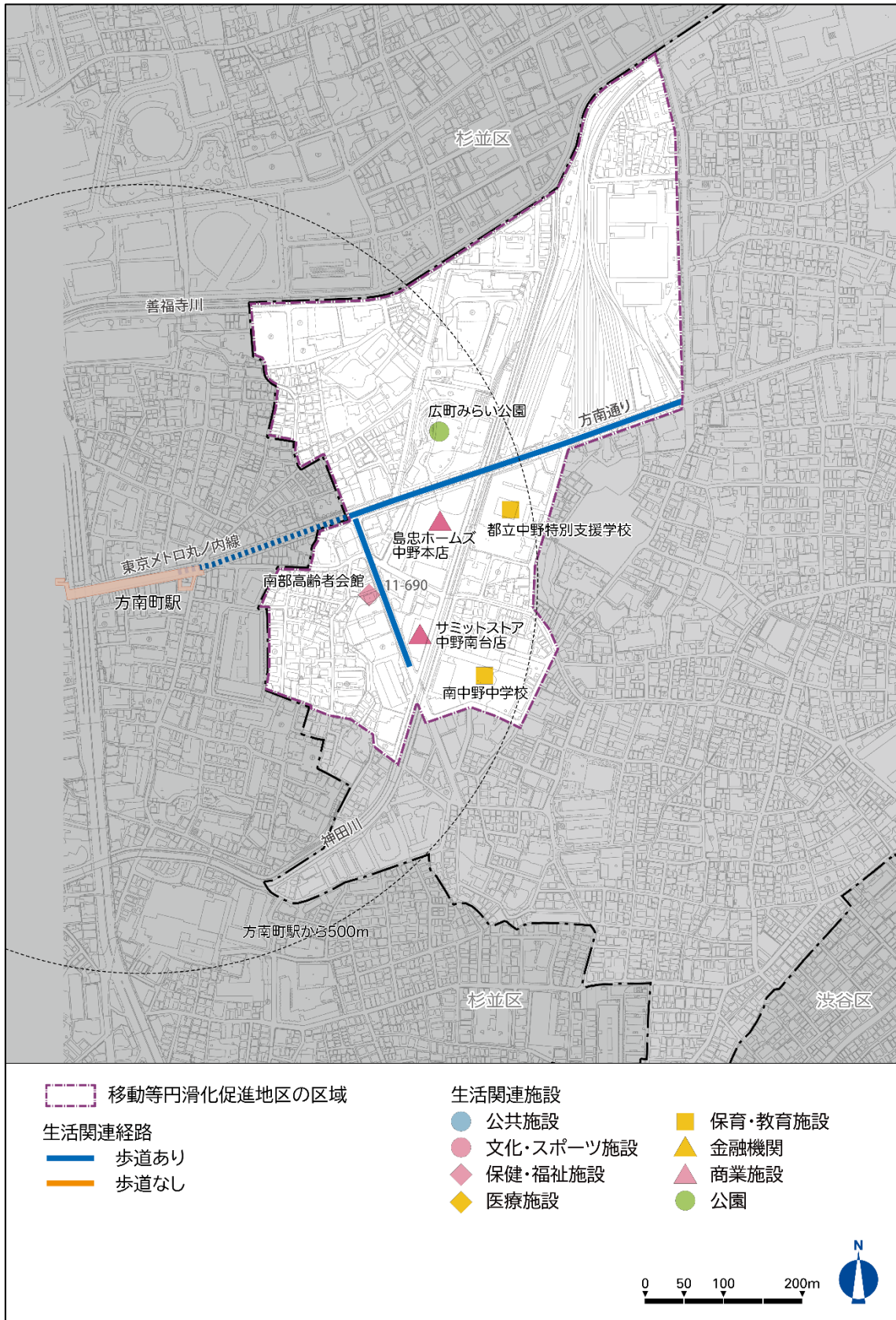


図 3-5 移動等円滑化促進地区* 中野富士見町地区

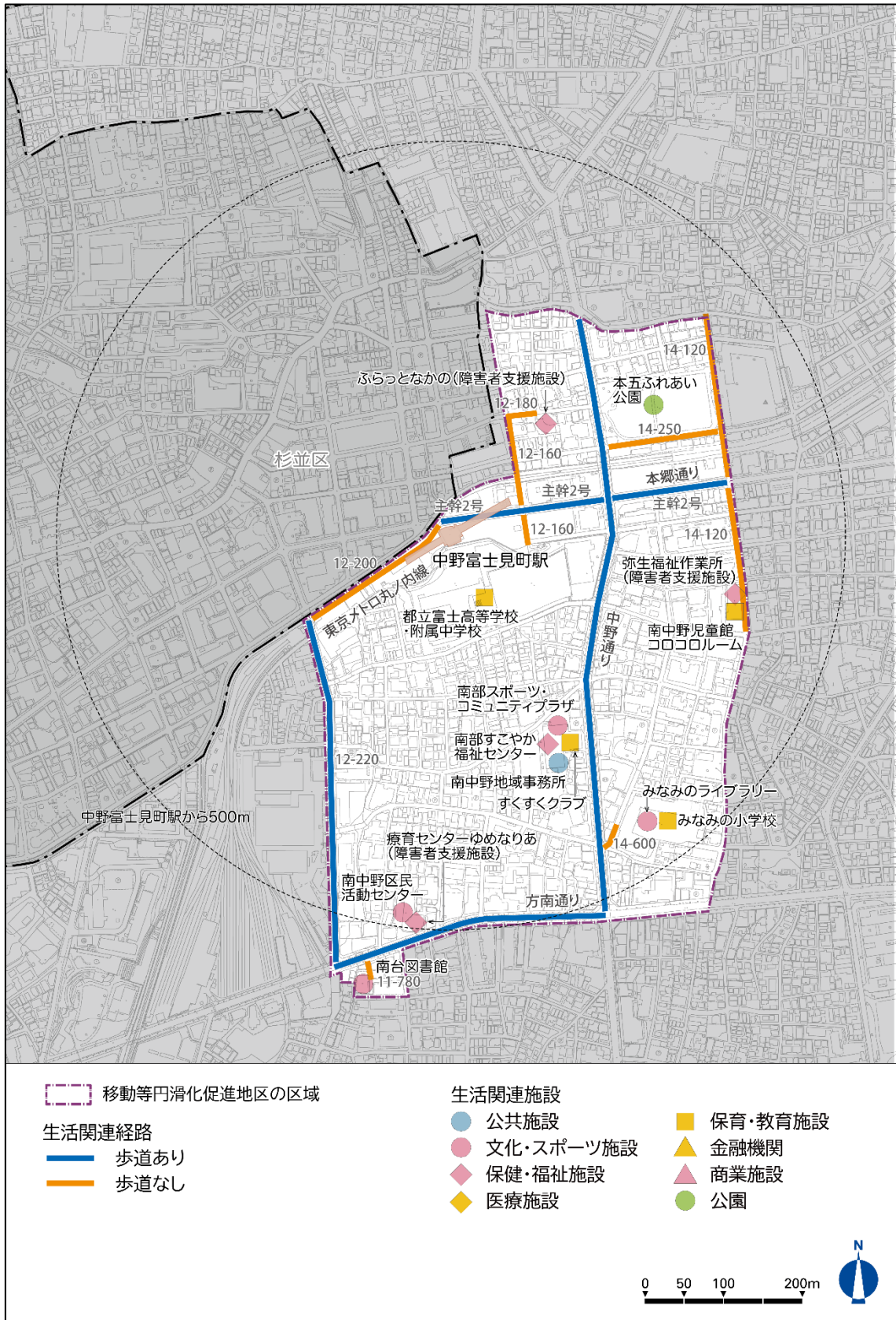


図 3-6 移動等円滑化促進地区* 中野新橋地区



図 3-7 移動等円滑化促進地区* 新中野地区



図 3-8 移動等円滑化促進地区* 中野坂上地区



図 3-9 移動等円滑化促進地区* 中野地区

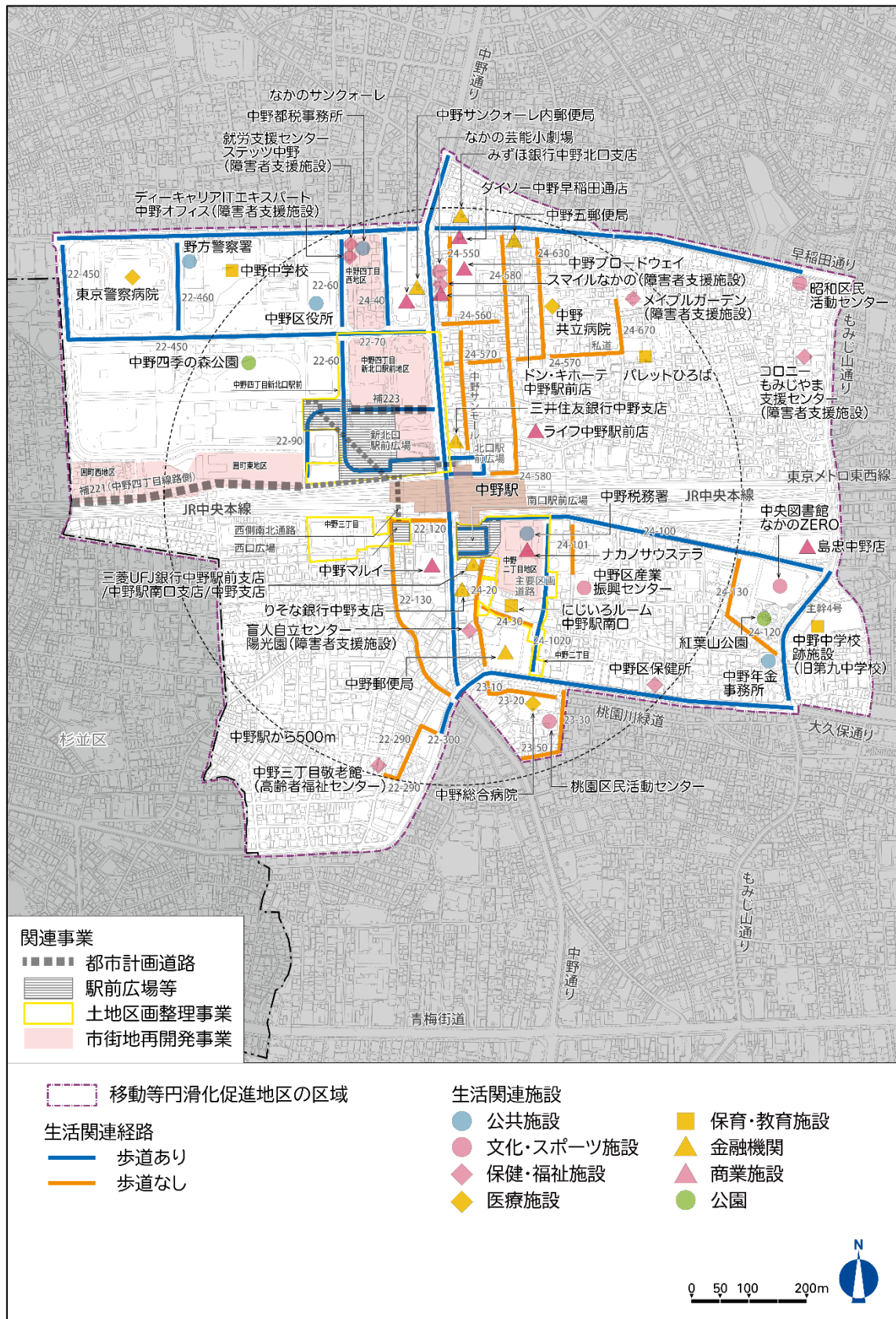


図 3-10 移動等円滑化促進地区* 東中野・落合地区

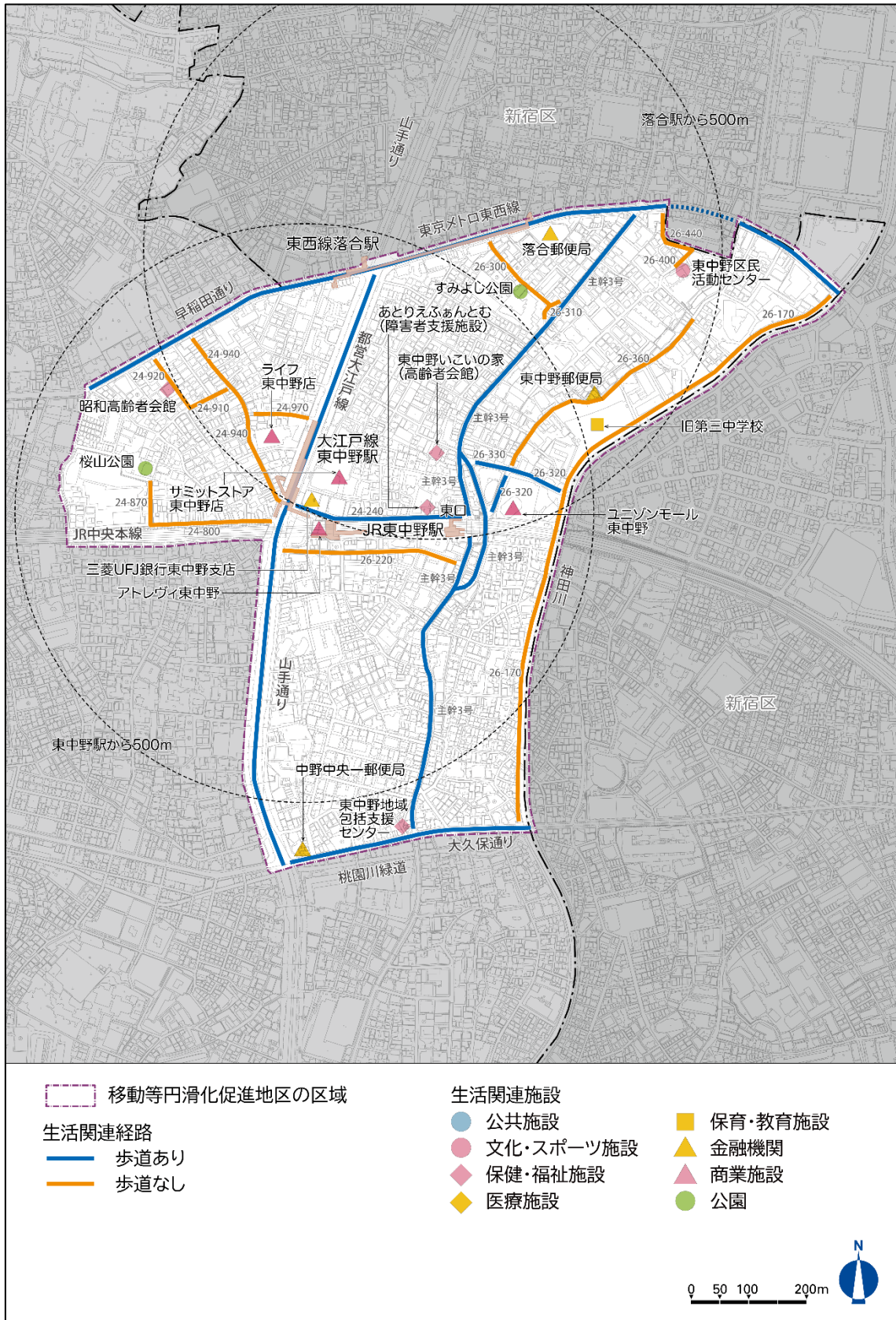


図 3-11 移動等円滑化促進地区* 新井薬師前地区

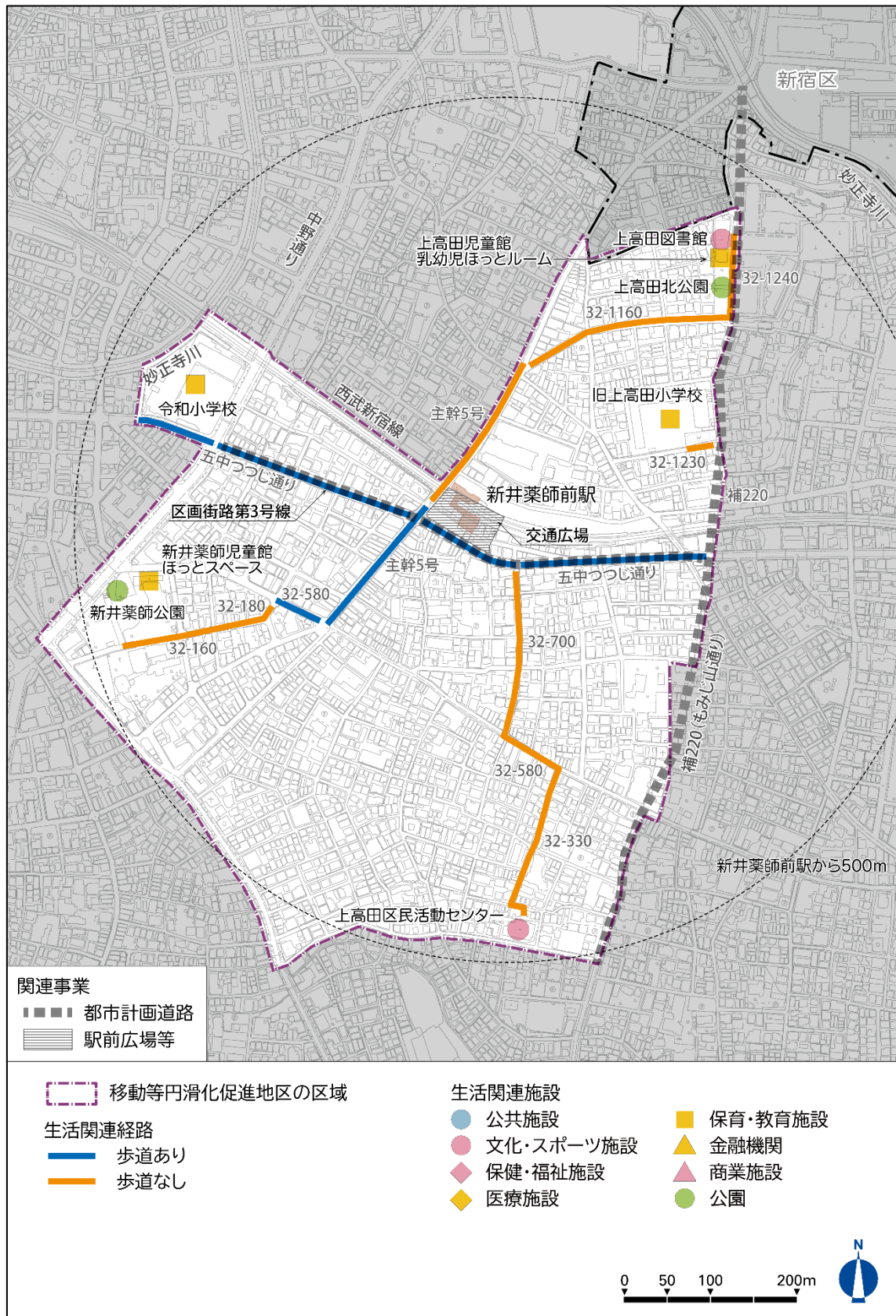


図 3-12 移動等円滑化促進地区* 沼袋地区

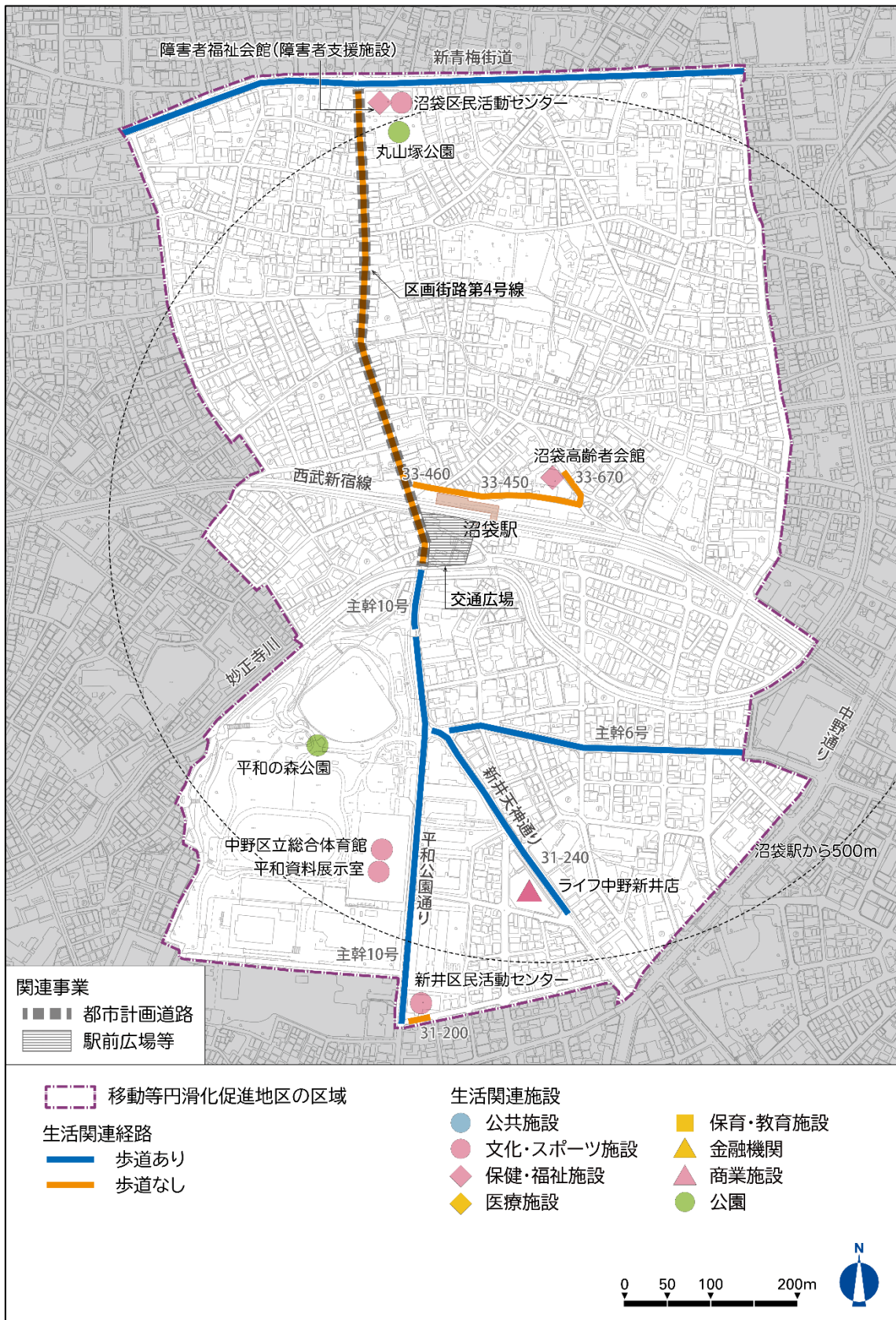


図 3-13 移動等円滑化促進地区* 野方地区

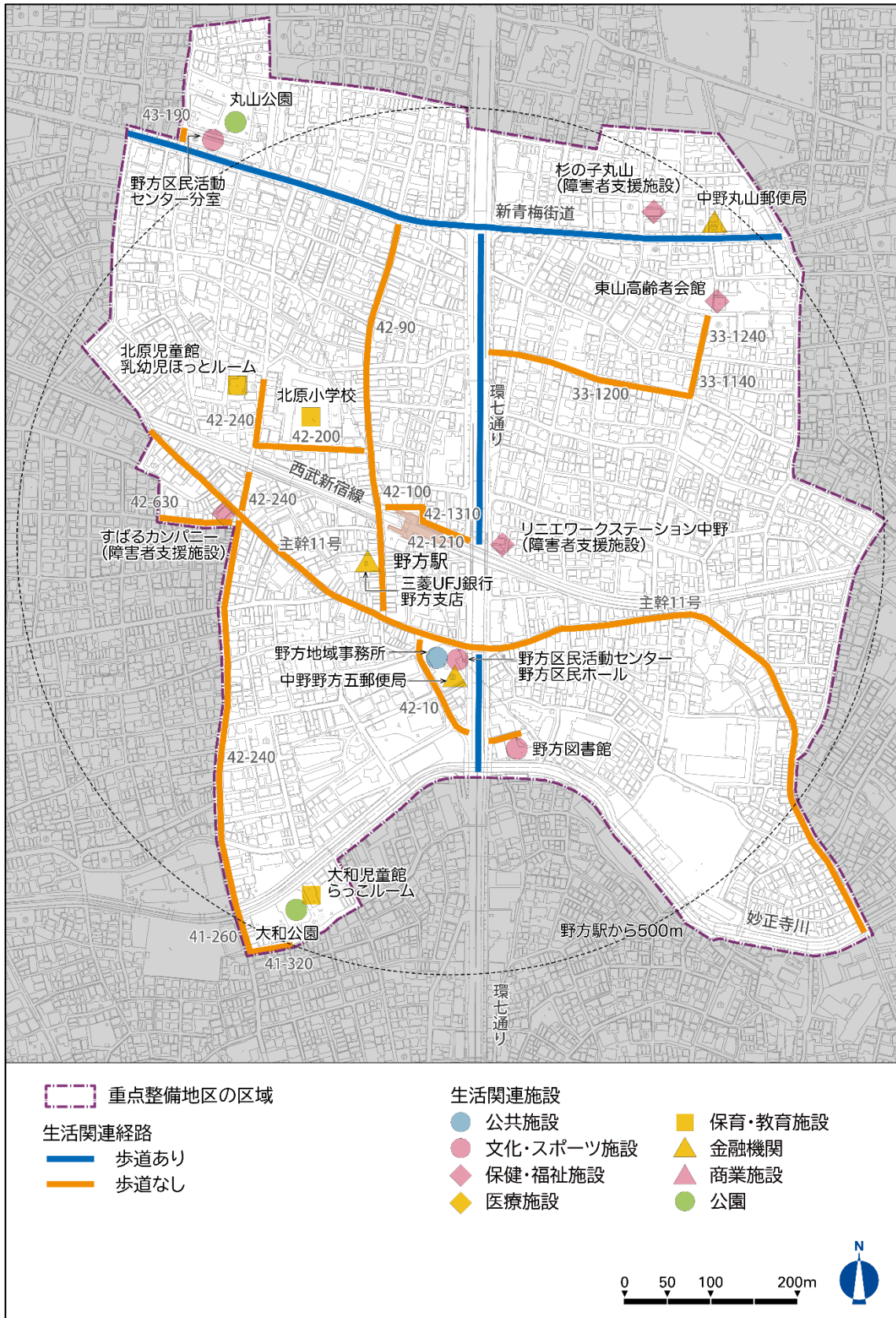


図 3-14 移動等円滑化促進地区* 都立家政地区

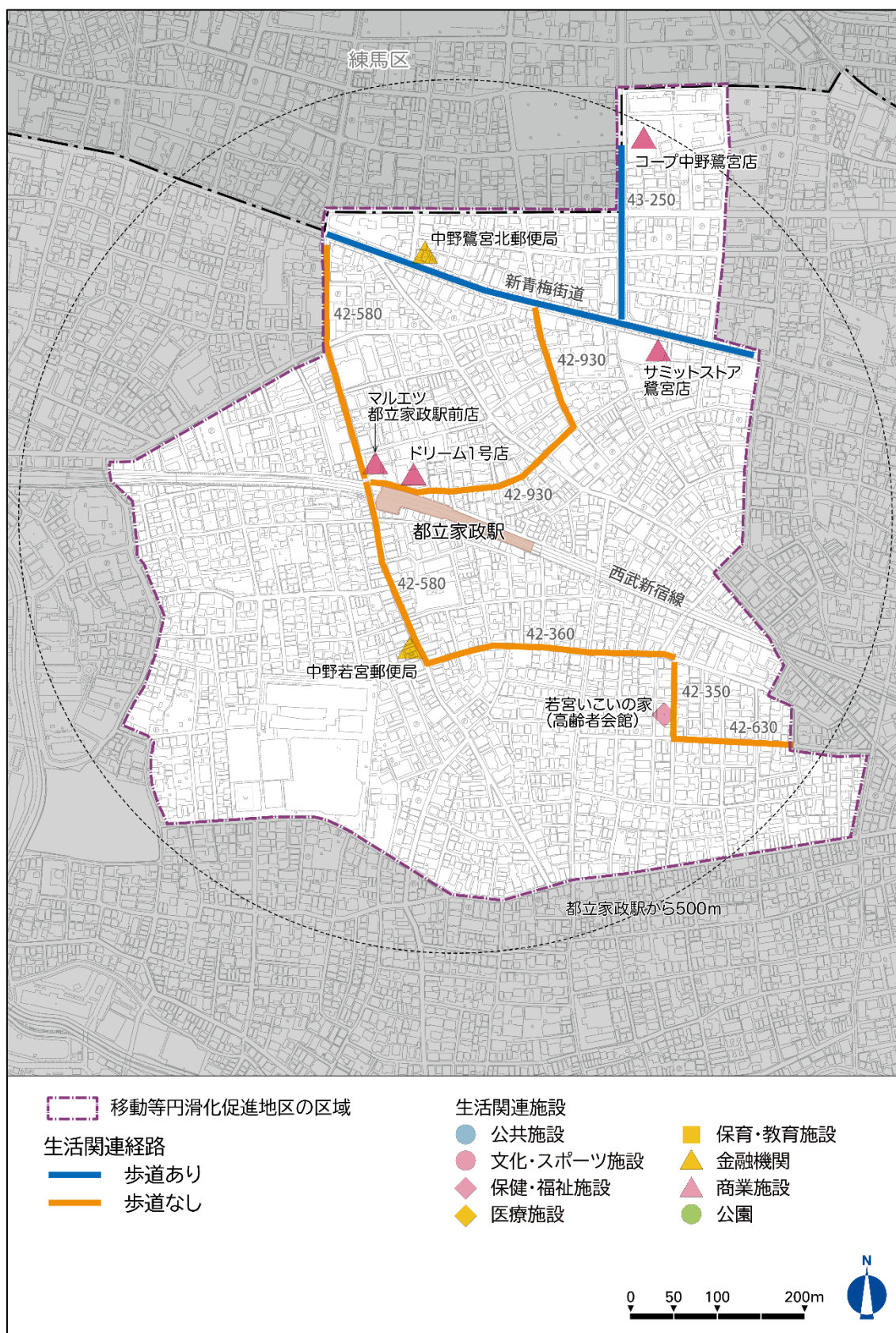


図 3-15 移動等円滑化促進地区* 鷺ノ宮地区



図 3-16 移動等円滑化促進地区* 新江古田地区

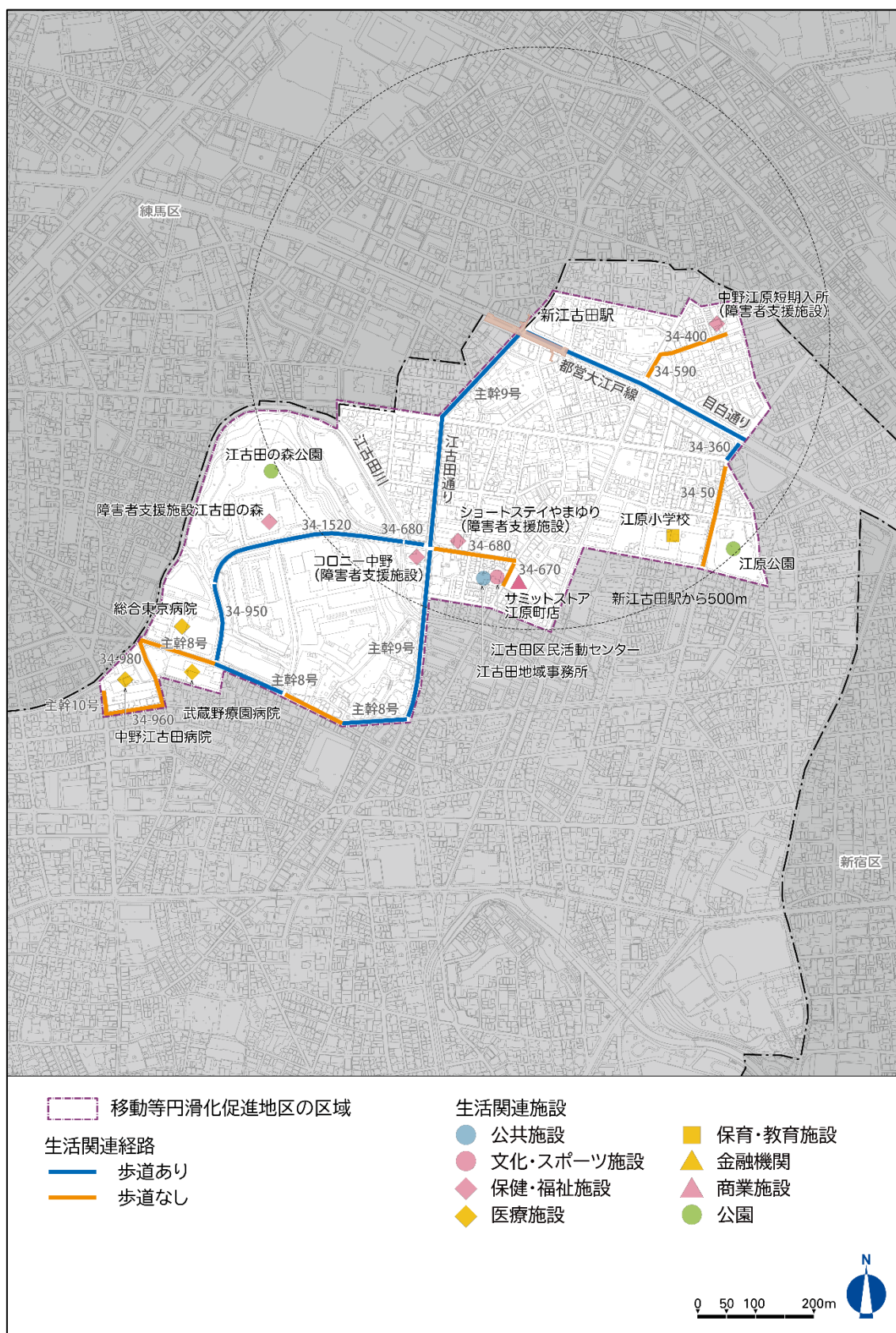
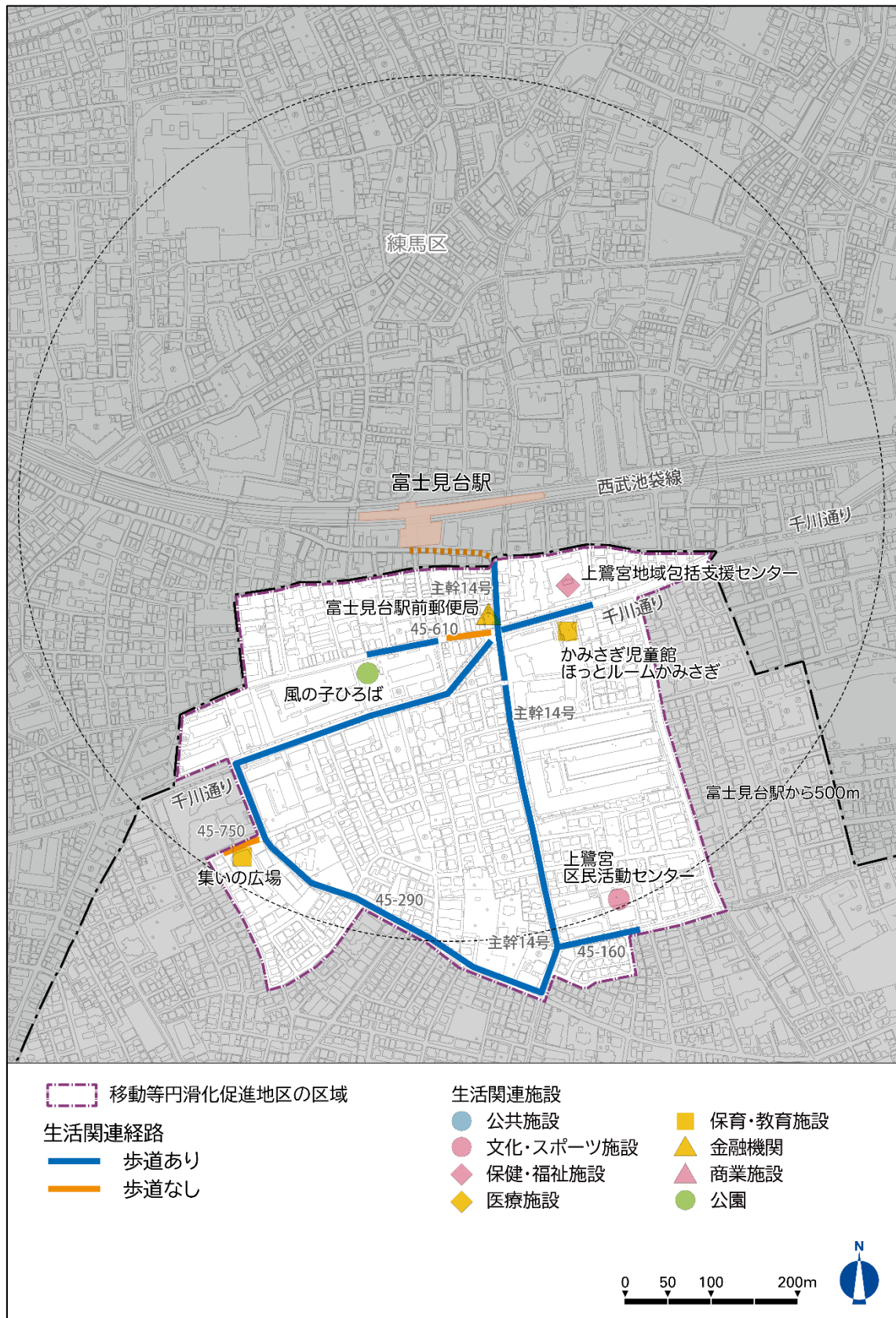


図 3-17 移動等円滑化促進地区* 富士見台地区



3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針)

移動等円滑化促進方針*とは、移動等円滑化促進地区*で適用するバリアフリー*化の方針です。本方針については、「3-1 基本方針」を踏まえて、各施設管理者等が取組む分野別のバリアフリー化の方針を示します。なお、移動等円滑化促進地区外においても、各施設等の新設や改良を行う際は、本方針を準用するものとします。

(1)鉄道駅

【安全・安心に利用しやすい駅の整備】

- ・外部から駅のプラットフォーム*まで誰もが円滑に移動できるバリアフリー化された経路を確保し、車両等へスムーズに乗降できるよう、連続性のある動線の整備を推進します。
- ・階段での転倒防止対策やプラットフォームでの転落防止対策など、誰もが安心、安全に利用できる施設、設備の整備、改善を行います。



ホームドア*が整備されたプラットフォーム（東中野駅）

【利用しやすい設備の整備】

- ・誰もが利用できるように配慮したエレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備を整備します。

【わかりやすい誘導案内設備の整備】

- ・駅構内の案内は、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすいものとします。
- ・鉄道駅の円滑な利用を支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる視覚障害者誘導用ブロック*や音声案内設備などの設置に努めます。



トイレやベビー休憩室の案内表示（中野駅）



視覚障害者誘導用ブロック*（落合駅）

(2)路線バス

【利用しやすい車両の導入・車内環境の整備】

- ・ノンステップバス*などバリアフリー*化された車両の導入やわかりやすく、見やすい車内行先表示機の設置など、誰もが利用しやすい車両の導入、車内環境の整備を促進します。



大画面の車内案内表示器（西武バス）

【待合環境の確保・整備】

- ・バス停留所は、道路や駅前広場等の整備状況を踏まえて、屋根・ベンチの設置を検討することや、音声案内設備の設置に努めるなど、利用者に優しい待合環境確保・整備を促進します。

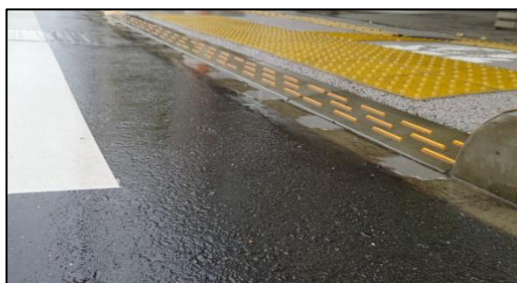


バス停留所（中野四季の森公園）

(3)道路

【誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備】

- ・歩道の改善（勾配・段差の改善、幅員の確保等）や適切な位置、材質の視覚障害者誘導用ブロック*の設置、駅前広場の整備など、誰もが安全で快適に通行できる歩行者空間の整備を推進します。

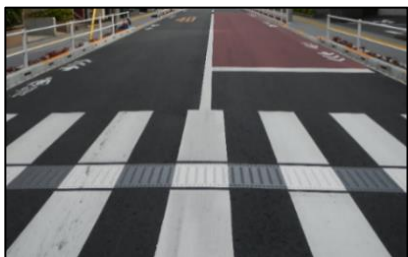


歩道の段差改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備（新井天神通り）

- ・無電柱化の推進や自転車の違法駐輪、不法占用物の是正や指導により、通行の支障となる障害物を排除することで、歩行者に優しい通行環境を確保します。
- ・路線バスネットワークの維持・拡充や区内を円滑に移動できる公共交通サービスに関する検討を進め、区民の快適な移動と回遊の確保を図ります。
- ・案内標識は、見やすさ、わかりやすさに配慮して整備を行います。

【適切な交通安全施設の整備】

- 道路を横断する視覚障害者の安全を確保するため、音響式信号機の設置や、横断歩道のエスコートゾーン*の設置を推進します。
- 路面標示や道路標識は、利用者が視認できるよう適切な状態で維持管理を行います。
- 違法駐車対策を行い、歩行者の安全な移動を確保します。



エスコートゾーン*



音響式信号機*



一時停止（止まれ）の
路面標示

(4)公園

【安全で快適に利用できる公園の整備】

- 主な出入口及び園路は、平坦で滑りにくい舗装とすることや基準に合った通路幅、勾配、段差に改善をするなど、誰もが安全に利用できるように配慮した構造とします。
- 誰もが利用しやすいように配慮した施設(遊具、トイレ、ベンチ、水飲み等)を整備します。



出入口の通路幅を改善
(丸山塚公園)



バリアフリーストイレ*
(新井薬師公園)

(5)建築物

【ユニバーサルデザイン*に配慮した建築物の整備】

- 中野区区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドラインを参考に、誰もが利用しやすい区有施設を整備します。
- 東京都福祉のまちづくり条例*や中野区福祉のまちづくりのための環境整備要綱*に基づく届出の対象となる建築行為において、建築物のバリアフリー*化が図られるよう適切な審査を行います。

中野区区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドラインとは

中野区ユニバーサルデザイン推進条例*において、基本理念の「支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進」を位置づけており、この基本理念の実現に向けて「中野区区有施設のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインで区有施設整備時のユニバーサルデザイン導入基準を示すことにより、区有施設のユニバーサルデザインに関する水準の向上を目指します。

中野区区有施設のユニバーサルデザイン
導入ガイドライン

令和7年3月 中野区

(6)心のバリアフリー*

【障害への理解促進・啓発活動】

- 障害の理解促進のため、区民向け講演会の開催や小・中学生へのリーフレット配布、障害者との交流事業の実施など、障害のある人について知り、理解する機会を設けます。
- 支援を必要とする方に対して、適切な対応を行えるよう、区職員や事業者に対して研修の充実を図ります。



車椅子利用者への接遇訓練
(京王電鉄バス株式会社)

【施設利用者のマナー向上】

- 誰もが施設を円滑に利用できるよう、支援を必要とする人への適切な配慮の促進や施設利用におけるマナー向上のための広報・啓発活動を推進します。



バリアフリートイレの
適正利用ポスター（国土交通省）



エスカレーター
「歩かず立ち止まろう」
キャンペーン
(一般社団法人日本民営鉄道協会)

(7)その他(ソフト*面)

【適切なコミュニケーション】

- 手話による意思疎通の他に、コミュニケーションツール*等を活用するなど、支援や介助を必要とする方と円滑な意思疎通を図り、施設の利用や移動をサポートします。



筆談*ボード



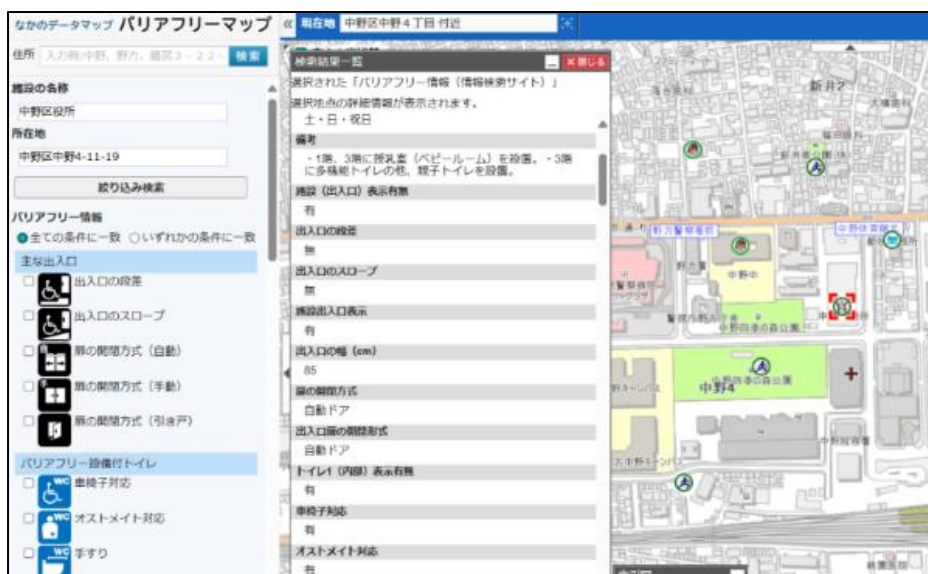
透明ディスプレイ*

【自転車利用者へのマナー啓発】

- 放置自転車対策を強化するとともに、自転車利用に関するルール の周知とマナーの向上を図ります。

【情報の提供】

- 施設の整備に伴い交通環境が変わる際は、地域への説明をはじめ、ホームページや広報などを通じて、適切に情報を発信します。
- 誰もが円滑に施設を利用できるよう区のバリアフリーマップや鉄道、バス事業者のウェブサイト・アプリにて、施設の設備や車両のバリアフリー*化の状況などを提供します。



施設情報を提供しているバリアフリーマップ（なかのデータマップ）